

令和5年10月26日

【坂崎企画専門官】 それでは、委員の皆様、まだおそろいでない先生もいらっしゃるんですけども、定刻を過ぎましたので、会議を開催させていただきたいと思います。

お待たせいたしました。ただいまから、第25回都市計画基本問題小委員会を開催させていただきます。

本日はお忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。私は、事務局を務めさせていただきます都市局都市計画課の坂崎と申します。よろしく願いいたします。

本日は15名中12名の委員に御出席いただき、うち4名はウェブにて御出席いただいております。出席委員につきましては、お手元の座席表をもって代えさせていただきます。

資料については、今回も引き続き、委員の皆様にはタブレットを御用意しております。紙でも、念のため配付をさせていただいております。

また、本日はウェブ併用の会議開催となりますので、ウェブ参加の委員におかれましては、事前に送付させていただいた注意事項について御確認いただければ幸いです。

また、会場におられる委員におかれましては、御発言される場合には、机上のネームプレートを立ててください。司会者、進行者より順次指名をさせていただきます。

最後になりますが、本日は速記業者による記録とTeams上の録画・記録機能を使用させていただきますので、あらかじめ御了承いただけたらと存じます。

それでは、これより議事に入りますので、カメラ撮りはここまでとさせていただきます。

以降の議事進行につきましては、〇〇委員長にお願いできればと存じます。〇〇委員長、よろしく願いいたします。

【〇〇委員長】 承知しました。

皆さん、どうもこんにちは。よろしく願いいたします。今日は議事2件ですので、順番に進めていきたいと思っております。

それでは、まず最初の議事、まちづくりGXの検討状況について、事務局より報告をお

願いたします。

【後藤都市機能誘導調整室長】 都市計画課の後藤です。資料1、まちづくりGXの検討状況を御説明させていただきます。

まず、2ページ、3ページです。昨年度、継続的に御議論いただきました小委員会での中間取りまとめを2ページに記載しており、3ページに、まちづくりGXの内容を抜粋させて掲載しています。

まちづくりGXにつきましては、気候変動への対応、生物多様性の確保、well-beingの向上を図ることを目的に、都市の緑地の確保やエネルギーの有効活用に取り組むことが重要と位置づけています。これらについて、制度改正も視野に、予算要求や税制要望にも取り組んでいますので、その検討状況も含めて御説明させていただきます。

それでは、5ページを御覧ください。気候変動対応、生物多様性の確保、well-beingの向上について、緑地の持つ機能に新たな期待が国際的にも寄せられており、国としてもこうした流れをしっかりと捉え、まちづくりにおける緑地保全の機運を高めるべく、取組を検討しているところです。また、ESG投資の重視、TCFD、TNFDといった世界的な潮流により、民間企業が緑地に投資する環境が整ってきており、民間創出の緑地にも期待が寄せられているところです。

6ページを御覧ください。今申し上げた国際的な動きも踏まえ、一方で、緑地行政における自治体の財源や人材が不足気味という現状を背景に右の今後の取組の方向性を位置づけているところです。

1つ目が、緑地に関する社会的な意義を高めること、また2つ目として、良質な民間緑地を客観的に評価する仕組みを創設すること、③、④で、自治体支援のために都市緑地法人を創設すること、財源の充実を図ること、また、⑤で、都市のエネルギー利用の再エネ化、効率化のための民間プロジェクトに対する支援制度を創設することを検討しています。

7ページを御覧ください。今回の検討において、全国の市街化区域等の緑被率の算出を試みましたが、これまで市町村単位では数値が出ていたりしたのですが、全国単位での数字はございませんでした。JAXAなどのオープンデータを使用して計算したところ、最新のデータとして23.2%という数字になっています。

データの取り方が一致しないため、参考表記をしていますが、2006年から2010年のデータを用いた緑被率は28.5%であり、こちらとの比較が一つのメルクマールになると考えています。

8 ページを御覧ください。都市の緑地には様々な効用があり、こうした効用を踏まえ、今検討を進めているところです。

9 ページを御覧ください。個別の検討状況を説明いたします。

まず1つ目、緑地に関する社会的意義の高揚に向けては、2つございますが、上段、緑地の保全・緑化の推進に関する国の基本方針の策定を検討しています。こちらでは、国における緑地に係る目標や、官民の取組の方向性をお示ししたいと考えています。

下段、都市計画における緑地の位置づけの向上については、緑地がその意義や必要性を十分考慮されるよう、その考えを都市計画基準に反映することを検討しています。

10 ページを御覧ください。こちらは、今申し上げた国の基本方針と、既存の計画との関係を示したものです。

既存の計画として、左側に都市計画、まちづくりに関する計画として、国土形成計画、区域マスタープラン、市町村マスタープラン、それぞれ国、都道府県、市町村で位置づけがございます。それに対応する形で、国の基本方針、また、今、緑地の関係では、緑の基本計画を市町村が策定することになっていますが、広域性やネットワーク性といった課題に対処していくためには、市町村の計画だけでは限界があるところ、今回、広域計画の検討も視野に入れているところです。また、新しい基本方針や広域計画と、既存の計画をしっかりと連動させることを検討しているところです。また、既存の計画同士ではありますが、立地適正化計画の中にも、緑の基本計画の内容を反映させることも検討しているところです。

11 ページを御覧ください。民間事業の評価については、小委員会の中間取りまとめの内容を具体化するものとして設置された検討会で、昨年度より議論を重ね、本年6月に中間取りまとめが示され、評価制度の大枠が出されたところです。

右側にあるとおり、評価の対象として、新たに緑地を創出する事業、また2つ目、既存緑地の質の確保・向上に資する事業につきまして、国が評価機関をオーソライズした上で、個別事業者の取組を評価するような枠組みが示されたところです。

評価の視点としては、気候変動対策、生物多様性の確保、well-beingの向上と、先ほど申し上げた3本柱に加えまして、その土地の特性や、地域特性、また、整備後の維持管理や、組織体制なども評価対象としていく重要性が示されたところです。

13 ページを御覧ください。この大枠の方向性を踏まえ、具体的に基準化していくための有識者会議を昨日立ち上げています。来年8月頃までに、フィージビリティスタディ

一を行いつつ、評価対象となる事業の考え方や、評価方法・項目などを取りまとめていきたいと考えています。こうした評価制度を通じて、緑地を創出・維持するプロジェクトに民間資金が集まるようにしていきたいと考えているところです。

14ページを御覧ください。具体的な基準の内容は、有識者会議でご議論していただくことになっていますが、こうした緑地を参考に、検討を進めてまいりたいと思っています。

また、15ページを御覧ください。先ほど、新しい認証制度については維持管理にも着目しているとお伝えしましたが、都市局でも、3D都市モデルと連携して樹木管理台帳を整備するユースケース開発に取り組んでいます。こちらは仙台市の公園で実施しているものですが、市民が参加して、アプリを通じて樹木情報の取得・更新を行政と一緒に取り組むような仕組みを目指しているところです。こちらは民間主導の取組として御紹介させていただきます。

続きまして、16ページを御覧ください。都市緑地法人の創設です。

まず、対象となる緑地を御説明させていただきます。ページが飛びますが、18ページを御覧ください。今回、対象とする緑地は、特別緑地保全地区と言われる、開発行為を許可制に規制し、現状凍結的に保全する仕組みを設けているものです。こうした厳しい規制を設けていることから、地区に指定されると、土地所有者の申出に基づき、自治体は買入れを行う必要があります。

19ページを御覧ください。こうした保全していくべき緑地については、管理が十分に行われず、径木化が進んでいたり、また、公有地化されていても、簡単な枝打ち程度に管理がとどまっている現状がございます。

20ページを御覧ください。今回、特別緑地保全地区の緑地の効用を発揮するような維持管理を行うため、樹木の更新頻度である10年から30年に一度、自治体が樹木の伐採を行う機能維持増進事業という考え方を明示したいと考えています。こうしたことにより、地域のコミュニティにおいても日常の維持管理業務が行いやすくなる効果も期待しているところです。

戻りまして、16ページを御覧ください。自治体の財政制約や、緑地整備・管理に関するノウハウ不足に対応するため、自治体に代わって緑地の買入れや機能維持増進を行う法人制度の創設を検討しています。イメージとしては、国の指定法人が一時的に緑地を買入れ、保有し、市町村は長期割賦で法人に支払いを行うスキームを検討しているところです。また、法人が緑地保全の技術指導を行い、自治体を支援する業務を入れたいと考えて

います。現在、法人が緑地の買入れや機能増進を行うための予算要求を行っており、17ページに関連資料を載せています。

21ページを御覧ください。こうした保全すべき緑地に対する自治体の財源充実という観点から、都市計画税の使途の対象に特別緑地保全地区等を加えていただくよう、総務省に要望を行っています。現行、主な使途が整備となっているところ、緑地の保全や機能維持増進にも御活用いただきたいと考えています。22ページには、要望に関する資料を掲載しています。

23ページを御覧ください。都市開発の話に移ります。

都市開発におけるCO₂の排出量や環境配慮対応の現状を踏まえると、脱炭素の取組を加速化する必要があると考えていますが、24ページに現在検討中の枠組みをお示ししています。国土交通大臣が民間の都市プロジェクトに対し、金融支援を行う現行制度が上の青部分にございますが、これらに新たに緑の創出や再エネ・省エネの取組に対する整備費用に対しても金融支援を行うことを検討しています。

25ページを御覧ください。地方部でもこうしたプロジェクトに取り組んでいただけるよう、事例も参考に、検討を進めています。

26ページを御覧ください。面的エネルギーにつきましては、これまでの災害時の業務継続という観点に加え、ゼロエネルギー街区を目指すために、省エネ・再エネの取組を組み合わせて、効率的な設備導入等を進めていきたいと考えています。

27ページが、ゼロエネルギー街区実現のイメージとなります。

28ページを御覧ください。政府方針においても、まちづくりGXの取組が記載されておりますので、こちらで御紹介させていただきます。

以上、簡単ではございますが、資料1の説明となります。

【〇〇委員長】 どうもありがとうございました。

本日欠席の〇〇委員から、今回の議事について事前に御意見をいただいております。そちらをまず事務局より代読いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

【坂崎企画専門官】 それでは、代読をさせていただきます。

このたびは、小委員会を欠席させていただくこととなるため、コメントを提出させていただきます。

(1) 今回の資料を拝見し、都市計画を定める際の基準において、緑地を含む自然的環境の整備または保全の位置づけを高め、全国的に都市計画の段階から不可欠な重要な要素

の一つとして扱うとされている。これは、個々の民間事業者等による都市緑地創出の取組だけでなく、都市計画として、国、都道府県、市区町村によるまちづくりGXの推進を後押ししようとする新しい視点が提起されており、望ましい方向性であると考ええる。

(2) 今後、国は、都市緑地に関する基本方針、都道府県は、都市緑地に関する広域計画の策定を検討するとされている。こうした都市緑地に関する計画の策定が、(1)で述べたとおり、緑地の量・質両面での確保に向け、都市計画の中できちんと連携していくことが重要となる。そのためには、計画策定段階のみならず、その運用、事業実施、維持管理に至るまで、都市計画分野と公園緑地分野の密な連携を促すための工夫の検討も、今後必要であると考ええる。

(3) また、まちづくりGXの推進に向けて、良質な都市緑地の確保に向けた第三者機関の評価制度や緑地認定制度に向けた検討がスタートするとされている。その際、長期的な視点から、緑地の維持管理の担保、継続性を意識した制度設計を期待する。特に、これまでの制度にありがちな新規の整備段階、既存緑地の再整備段階での評価で終わることなく、その後も定期的に評価を行い、適切に維持管理がなされていない場合は評価の見直しをしたり、逆に、よりよい維持管理活動が行われた場合には、さらによりよい評価に見直すなどといった仕組みづくりも必要であると考えられる。以上。

以上となります。

【〇〇委員長】 どうもありがとうございます。何か取りまとめしていただいたようなコメントでしたけれども、非常に貴重な御意見をいただけたかと思います。

それでは、今からそれぞれ、どこからでも結構ですので、御意見、御質問いただければと思います。オンラインでつながっておられる委員の先生方も、挙手機能で手を挙げていただけましたら、気がつき次第、指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

〇〇委員さん、お願いします。会場の委員の方は、名札を立てていただくパターンでお願いいたします。

【〇〇専門委員】 ちょっとだけ質問なんですけれども、これって、緑の基本計画をもっと伸ばしていくのかという話と、もう一つが、都市計画として頑張ろうねという話でいけば、例えば、都市マスをもっと充実させるのかとか、どっちなのかなと思っていて、まちづくりGXと言われてもいろいろな分野が入っているので、緑地の保全だけじゃないよなという感じもして、そうすると、緑の基本計画だけじゃちょっと足りないのかなと

思っ、そこら辺は、方向性というのは今の段階で何かあるんですかね。

【〇〇委員長】 御質問ということなので、取りあえずお答えいただける範囲でお願いいたします。

【後藤都市機能誘導調整室長】 今、冒頭に御説明しましたとおり、まちづくりGXという総称はつけていますが都市の緑地の確保を民間と公共で一緒になって取り組んでいく施策とエネルギーの効率化の観点からの施策を考えています。御指摘の点については、今、まずは緑の基本計画が自治体で活用されていますので、それを基軸に、市町村で手が届きづらい広域的な観点や、一方で世界的な流れも受け国の基本方針でしっかりそれぞれの役割の位置づけを示していきたいと考えています。

【〇〇委員長】 いいですか。

【〇〇専門委員】 はい。

【〇〇委員長】 〇〇委員さん、〇〇委員さん、それから、順番的には〇〇委員さんが3番目、それから〇〇委員さん、〇〇委員さんの順番でいきますので、よろしくお願ひします。

【〇〇臨時委員】 よろしいですか。〇〇でございます。よろしくお願ひします。

中間取りまとめ、そして、今回のまちづくりGXの取組の方向性を御検討いただきまして、ありがとうございます。非常に重要な取組について御検討いただいたのではないかと思っております。

まず、夏のG7等でも提示されましたように、都市におけるネット・ゼロや気候変動レジリエンスというものに対する貢献というのは、世界的にも重要な課題として認識されてきています。また、パリ協定では、温室効果ガスの発生源だけではなく、吸収源の確保の観点が重視されてきています。

これを受けて、特にヨーロッパを中心に、緑地・水面・土壌の保全、それによる生態系の保全に関する法制度が強化されてきているのではないかと考えています。中でも、夏に調査させていただいたフランスでは、都市的土地利用を自然的な土地利用に戻すという施策を含めた、土地の人工化のネット・ゼロという制度なども運用されてきているところです。これは以前もお話しさせていただいたと思います。

こうした中で、これまで日本というのは、住宅の省エネルギー化や、公共交通の脱炭素化などの排出量の規制の対策はかなり行われてきているんですけれども、地球温暖化対策の文脈で、都市緑化や緑地の保全などの吸収源の確保について、具体的な取組はあまり議

論されてこなかったのではないかなと思っています。

ただ、このたび、緑地などの吸収源について正面から具体的な御提案をされていらっしゃる、非常に評価をしているところでございます。特に日本においては、緑地保全については、土地利用を制限するために、先ほども特別緑地保全地区のお話がありましたけれども、保障するための財源が必要で、その財源を確保するために、都市計画税の使い道を拡大するという考え方は、緑地を守ろうとしている自治体の自主的な課税権を拡大する意味でも、非常に評価できるのではないかなと思っています。

その上で、本日の御報告の内容で気になる点を幾つか御指摘させていただきたいと思えます。

第1は、土地の人工化規制などを行っているヨーロッパなどと比較して、土地利用の誘導や制限まで踏み込んだ検討が必要なのではないかなという疑問がございます。例えば、既に人工化されながらも放置されたような土地を、自然に戻すという方策なども含めた手法が考えられ得るのではないかなと思っています。

第2に、とても気になるものとして緑地の質に関連して、緑地とか緑化の定義をどのように考えるかという点なのですが、気候変動とか生物多様性を考えた場合に、守らなければならないというものは、被覆されていないような土壌や水面などであって、緑被率では測れないものがたくさんあるのではないかなと思っています。したがって、緑地・緑化という、法律でも様々な定義がなされている表現のみでなく、何を残すのか、あるいは、何を増やしていくべきなのかをもう少し明確かつ詳細に検討していく必要があるのではないかなと思っています。

第3に、まちづくりGXに関わる諸外国の最近の制度を見てみると、先ほども言いました「ネット・ゼロ」のように、数値目標が明確に掲げられている点が特徴的です。これは政策評価の観点と、それから、緑を総量として評価する考え方が主流になってきているのではないかなと思っています。そして、こうした制度においては、目標を可視化し、施策を具体的に実施し実現していくための、エビデンスを示すための土地情報のデータ化の整備に関する規定が制度化されています。

日本でも、可視化とかDXという議論が多くされているわけですがけれども、単にデータ化をするだけではなくて、各施策の目標値を設定した上で、それを実現するためのデータ整備を具現化していくという考え方が必要ではないかと思えます。

最後に、緑地の保全や創造を進めていく幾つかの自治体の条例制定に関わった経験から

申し上げますと、緑地を保全する、創造していくためには、規制や財源が必要になるのですが、その根拠を示していく緑のカルテや、地区カルテが重要であるとされています。つまり、地図に示された土地情報が、緑地保全や緑化に必要ということです。しかしながら、この情報を整備する財源が自治体には不足しているという点であったりとか、また、自治体が実際の土地の情報自体を公表していくことが非常に難しい状況であるという問題があります。

したがって、こうした地図に示されたような土地のそれぞれの価値も含めてですけれども、その情報を全国的に国レベルで整備し、提供していくことが、緑地とか緑化に取り組む自治体において非常に有用なのではないかと考えています。

以上です。

【〇〇委員長】 どうもありがとうございます。昨日立ち上がったという評価の基準に関する有識者会議とも情報交換しながら進めていかないといけないなという御指摘だったかなと思います。どうもありがとうございます。

オンラインの先生方も挙手していただいておりますが、会場の先生から順番に当ててまいりますので、すみません、少々お待ちいただければと思います。

それでは、〇〇委員、お願いいたします。

【〇〇委員】 まずは、これまで緑を専門にしてきた者といたしまして、このたび国交省さんのほうで、まちづくりGXの中でこれだけ大きく緑を取り上げていただいていることに対しまして、個人的にも御礼申し上げたいと思いますし、ぜひこうした取組を今後ともさらに強化してお願いできればと思っております。が、一方で、大学の人間のさがでございますけれども、常に批判的な視点というのを持たなければ、我々の飯が食えない、そういう立場でございますので、3点ほど指摘をさせていただきたいと存じます。

まず第1点は、先ほどの認証制度という話とも絡むんですけれども、もちろん、特に日本の都市にあって、緑が量的に不足していて、その量を何とか確保していかなきゃいけないということは重々承知した上で申し上げるんですが、質の確保というのをどうやって進めるか、ここに対して十分な手だてがこれから必要になってくるのではないかと思います。

例えば、民間事業者によって、公開空地等において緑地整備ということがなされるケースが多い、そして、さらに今後、東京をはじめとした大都市部にあっては、そこに相当に依存していかなければならないという面があることは否めないと思うんですけれども、こうした民間事業者による緑地というのは、まずは面積的に、そう広大な土地ということに

はなかなかかなり得ない。もうすぐ竣工しようとしている麻布台みたいところは少し例外的かもしれませんが、一般的には狭小なスペースであることが多いと。

がしかし、そうした狭小なスペースに対し、既存の様々な認証制度を適用しようとする、どうしても全部乗せみたいなお話にならざるを得ない。つまり、いろいろな要素を加点していく中で総合的に高い点数を取りたいということになりますと、あれもこれもということになってしまって、結果的に箱庭のような空間ができてしまう。そういったことでは、なかなか質の向上というのは図りづらいところがある。

したがって、個別敷地ないしは個別の事業者に対してというよりは、むしろ、あるエリアの中で、どううまくネットワーク化を図りながら、お互いの機能分担をうまく誘導していくとか、そういった視点というのが必要ではないかと思えますし、今御検討いただいている認証制度に関しても、個別事業者、個別敷地ではなく、もう少し面的な広がりの中で認証を行っていく、評価を行っていく、そういった視点が必要なのではないかと思えます。それがまず第1点目ですね。

それから2点目は、今の話とも関連いたしますけれども、質の確保となりますと、メンテナンスということが当然必要になってまいります。都市の緑は奥山の緑とは違って、常に管理をされてこそ、様々な機能も果たしますし、また、良好な環境を都市に暮らす方々に提供するということになると思うんですね。

つい昨日でしたでしょうか、千葉市のJRの駅前にイノシシが出てきたという話があって、数名の方がけがをされたと新聞報道にもございましたけれども、あれも要するに、管理されていない緑が、千葉市の東のほうの里山から、ずっと市内に続いている。そうなりますと、イノシシのような動物は、やぶ化しているものですから、見つからないままに、どんどんとまちの中に下りてきてしまうということが起きている。

それからまた、最近、熊の被害というのも頻発しておりますけれども、これもまた同じように、かつては管理されていた里山が、管理放棄される中でやぶ化してしまい、容易に里のほうまであした生き物が下りてくることができるようになっちゃったと。ですので、こういったことを考えてまいりますと、メンテナンスというのをきちんと図っていくということが大変大事になるかと思うんですね。

その際に、一つには、もちろん民間同士、これをどうメンテナンスのほうに対して促していくのかということになるかと思えますけれども、その際には、国内のみならず、外資をどう引きつけるかということも大変大きなポイントではないかと思えます。御承知のと

おり、今、国際的な様々な投資というのは、XYZ世代が中心になりつつあり、彼らというのが恐らく環境という面において、非常に高い意識を持っている。とするならば、そこをうまく引きつける。そして、そのためには、国内向けのガラパゴスではなくて、いかに国際的な視点の中で、彼らにも訴求するような形で投資を促すかという点が不可欠ではないかと思います。

一方、公的な側面に関しましては、なかなか既存の制度の中では難しいということは重々承知しているつもりではございますけれども、将来的には、いわゆる箱物を整備するためだけではなくて、メンテナンスにも公的資金が注入できるような制度整備というの、ぜひ御検討いただけるとよいのではないかと思います。

最後に3点目でございますけれども、一言で言うと、都市に緑をいっぱい確保していこうということの先に何があるのかということだと思ふんですね。例えば、今はもう世界中の都市が未来の都市の姿として、あたかもジャングルの中にまちがすっぽりと埋もれているような、そういう未来図を描いているケースが非常に多いかと思ふます。先だってソウルに行ってきたんですけれども、たまたまソウルのエキシビションで、100年後のソウルという展示会をやっていまして、そこに行って見ていったら、ほとんど全ての提案が、ジャングルみたいなソウルの姿を描いているんですね。

そしてまた、これも皆さんよく御存じのとおり、東京都は今、グリーンビズ東京ということで、100年後の東京の姿というのを提示しておりますが、これもまたジャングルの中に東京があるみたいな姿になっておりますけれども、例えば気候帯として考えると、冷温帯に属しているヨーロッパは、そもそも生物多様性が低いわけですね。特にヨーロッパの西側のドイツやフランスやイギリス、あの辺はかつて氷河に覆われていた場所で、しかも南にアルプスがありますので、だんだん温暖化して氷河が撤退していったときに、アルプスを越える種しか北のほうに上がれなかったということで、日本なんかと比べると圧倒的に多様性がそもそも低い環境なんですね。

ですから、そういう環境の下で、仮にジャングルのようなまちをつくるという話と、この暖温帯のモンスーンの、極めて多様性がもともと高い環境下においてジャングルみたいなまちをつくるというのは、全く意味が違うと思うんですね。もし今の東京がジャングルみたいになったら、とんでもないことになって、人なんか住めないということになってしまいう可能性もあるわけですし、そういうことを考えますと、ただジャングルのようなまちが将来のまちの姿ですというのはちょっと早計で、もう少しそこら辺は慎重に、緑を増や

していくことの先に何があるか、結局のところ何を我々は目指すのか、その議論も同時に必要なのではないかと思う次第です。

長くなりましたが、以上3点を指摘させていただきました。

【〇〇委員長】 本当に包括的に大所高所から御指摘いただいて、どうもありがとうございます。

【〇〇委員】 とんでもございません。

【〇〇委員長】 〇〇委員さん、お願いいたします。

【〇〇臨時委員】 ありがとうございます。私は1点だけ、緑の質の評価についてコメントさせていただきます。

本日の資料の2ページ目の中に、都市計画区域との記載がありますが、この都市計画区域をもう少しミクロに見ていただきたいと思っています。都市計画区域の中には、当たり前ですが、市街化区域と市街化調整区域があります。この市街化調整区域の開発圧力が、市街化調整区域の指定から約50年が経過した現在、大都市縁辺部で非常に高まっています。そうした場所で開発が行われた場合に、緑の評価をどのように行うのか、非常に悩ましく感じています。

つまり、荒廃した農地という市街化調整区域の緑に対し、その土地を新規に開発して、大規模施設などが建設され、屋上緑化・壁面緑化がなされた場合、緑の質をどのように評価するのかということです。

近年の東京の地価高騰を受けて、大都市縁辺部の自治体の市街化調整区域は、高い開発圧力にさらされています。しかも、市街化調整区域は水害ハザードエリアであることも少なくありません。そこに中高層の大規模施設を建設し、洪水リスクからも免れ、屋上も緑化します、緑の量も増えますと言われたときに、緑の評価をどのようにするかは、市街化調整区域のあり方といった土地利用の根本から検討する必要があると考えます。

GXというコンセプトは非常に良いことだと捉えています。が、トランスフォーメーションの元が緑の場合、新しい緑の質をどのように捉えるのか望ましいのでしょうか。

こうした点について、国で方針が明確に示されていないこともあり、現場の基礎自治体は右往左往している状況になっております。現場における緑の状況について共有いただければと思います。

以上です。

【〇〇委員長】 御指摘ありがとうございます。各所で同じような問題が発生しており

ますよね。どうもありがとうございます。

それでは、〇〇委員さん、お願いいたします。

【〇〇委員】 すみません。ありがとうございます。

今の〇〇委員のお話を伺いながら思ったんですけれども、市街化調整区域の開発といったときに、コンパクトシティーを目指すんだったら、市街化調整区域って、開発をもう少し抑制しないといけないはずなのに、要は、どうするのかといった土地の使い方の将来像がもう少し明確化されるべきではないのかなという気がしていて、それが立地適正化計画だというのであれば、それに沿った形で、開発がもう少しコントロールできる方向性に行かないといけないのではないのかというのが、今のお話を伺いながら思ったことでした。

【〇〇臨時委員】 そのとおりです。

【〇〇委員】 今日の資料について私が思ったことというのが少しありまして、まず一つが、まちづくりGXといっても結局のところ、目指す最高、大きな話というのは、クライメート・チェンジへの対応だと私自身は認識しているんですね。そうすると、温暖化への対応というのは何でやるのかということと、どこでやるのかという場所の話も考えなければいけないと、まず思います。

次に考えないといけないのが、先ほど〇〇委員からも目標値の話があったと思うんですけれども、温暖化対策と考えると、2050年がゼロですと。それが目標値だとしたのであれば、バックキャスティングを都市づくりのほうでもしっかりしているかどうかなんです。脱炭素都市宣言しているところで、かなりちゃんと積み上げてやっているところはほとんどないと私は認識しているので、都市部門でどこまでそれをやるのかということと、やったものの評価をするためにこそ、スマート技術を使ってデータをしっかり取って、それを評価するということが必要だと思います。

3つ目に、どこでという話の際に非常に気になるのが、緑の話をするときに、郊外部の緑の話と、それから都心の話があって、私自身は非常に今までずっと都心のことをやってきているので、都心に関心があるんですけれども、緑の目標というのにプライオリティーがあるのか、つまり、緑の面積を増やすことに目標があるのか、それとも、排出量減に目標の高いプライオリティーがあるのか、プライオリティーが何なのかが分からないと、都心のように非常に限られた中での緑をつくろうとする際に、緑化にプライオリティーがあるのか、脱炭素のために、例えば太陽光パネルをたくさん置くことがプライオリティーなのか。それについても結局、数字を取って評価をしていけば、多分、明確化はある程度す

るんだと思います。

そうすると、かなり数字を取って評価していくという観点では、この間私がロンドンへ行ってきたときに非常に思ったのが、今日の資料の23ページ目にも、都市開発において、「例えばオフィスビルのオーナーが」というところで、環境配慮を対応したオフィスでないと、長期的には市場から選ばれない。これも、ヨーロッパだと当たり前で、脱炭素系の開発でないと投資が集まらないし、入居者も来ない、そして、若い人たちがそういう企業を選ばないようにってきているので、当然になっていると。

なおかつ、ストックのほうについても、エネルギー・パフォーマンス・サーティフィケートのFランク、Gランクでも貸せないという状況になっているので、規制とともにそれを進めていくという方向性になっている。そうすると、今後日本の都市づくりは一体どうしていくのかということを確認に検討していくことが本当に必要ではないのかなと思います。

以上です。

【〇〇委員長】 ありがとうございます。やはり評価の問題に絡んでくる話ですね。そこら辺は結構いろいろ議論がありそうだとということですね。

〇〇委員さん、お願いいたします。その次に、ウェブの〇〇委員さん、それから〇〇委員さん、〇〇委員さんの順番で御発言をお願いいたしますので、よろしく申し上げます。

【〇〇専門委員】 〇〇でございます。2点、コメントがあります。

まず、10ページの新しい都市緑地に関する基本方針と、それから、都道府県が策定する都市緑地に関する広域計画に関してですけれども、都市緑地の重要性が認識されて、ここを強化することには基本的には賛成なのですが、計画をつくる現場の事情からいうと、たくさんのマスタープランが今、乱立している状態で、またここに一つ増やしてよいのかどうかという議論が必要かなと思います。

実際、都道府県の区域マスをつくるときには、これまでも都市緑地に関しては検討していました。それをもっと強化しなければいけないということなんですけれども、市街地の開発あるいは再生と、オープンスペース系の都市緑地の話というのは表裏一体というか、どのみち一体的に都市田園の物的環境として考えていくべきことなので、これは一体的に策定しても、むしろそのほうがよい計画ができるのではないかと考えております。

市町村レベルにつきましても、緑の基本計画は大分前からありますけれども、自治体によってはこれを統合的に策定するというのを試みているところもありますし、都市マスの策定に関わるときに、緑の基本計画も一緒にできないんですかということを見ると、本当

はやりたいんだけど、制度上、2つの法律体系が違うからということで躊躇されている自治体も多いので、全てを統合的につくる義務づけをする必要はないと思うんですけども、一緒につくることを認めるような、何か仕組みというか、ガイドラインをつくっていただくと、その辺のいろいろと柔軟な対応が、都道府県レベル、市町村レベルでできるのかなと思います。

特に市町村レベルになりますと、今度、環境省系の気候変動に関する様々な計画もつくらなければいけなくて、その中で、都市が大事だというわけですけども、その都市のほうの物的環境をきちっと検討するという意味で、都市マスと緑の基本計画を統合的に策定する方向性はいかがでしょうかという御提案です。

それから、23ページ以降の都市開発に関する脱炭素の取組の必要性、これは2点目のコメントですけども、例えば26ページの図を見ると、これはどちらかというと都心の図なので、再生エネルギーに関しても、オンサイト再エネと書いていなくて、オフサイトなんですけども、もう少し低密度な場所で、オンサイトでソーラーパネルで発電するというのを考えると、こういった設備とかシステム系の取組も重要なんですけども、土地利用規制のほうも、例えば太陽光パネルを張ったときに、ちゃんと効率的に発電できるような市街地の形をつくり直していくということも大事なのではないかと思います。

東京都も新築の戸建て住宅にソーラーパネルを義務づけていますが、実際つけると、影が結構、周りの建物が高かったりとか、あるいはゾーニングにかなりギャップがあって、うまく発電が、せっかくつけるのに効率的に使われない部分もあって、もちろん、建物の形態規制はソーラーパネルのためだけにあるものではありませんので、総合的な検討が必要だと思いますけども、例えば地区計画等で、この地区に関しては少し太陽光パネルの発電効率のことも考えた建物の形態制限をかけるべきだとなれば、そういう修正というか、規制の改正ができるようなことも大事かなと思いました。

以上です。

【〇〇委員長】 現場感覚、確かに市町村さんは大変だと思うので、御指摘どうもありがとうございます。

それでは、〇〇委員さん、お願いできますでしょうか。すみません、お待ちいただきまして。

【〇〇委員】 ありがとうございます。

私は、都市計画の中で緑の問題の比重を上げていくという、この視点自体は大変重要だ

と思います。ただ、これを進める上で、本当に実現するのか心配があつて、というのは、今まで緑の問題というのは、都市関係の制度設計の中では散らばって扱われてきた、ちょっと副次的な取扱いがされてきたという意識でして、地方公共団体の中でこのことについての関心は、私は低いと思います。

ですから、制度設計面と、地域の意識を変えていく面の2つをやらないと、多分これは進まないんだと思います。そういう意味では、制度をつくる上で、政策を示すということが非常に重要な機能ですので、私は緑の基本計画というのが、今までとは違って、一つバージョンアップするとか、そのこのところの説明は必要なんだろうという気がします。その場合に、緑の価値というのをもう一回再定義して、それを全体的に示す。特に、それが地方公共団体の一般職員であっても、市民に対しても分かるぐらい、具体的に示す必要がある。

例えばウェルビーイングというのであれば、ストレスがこれだけ多い社会だから、それが軽減される環境ができますよとか、散歩をみんなが行きやすくなりますよとか、それから、周辺がきれいになって、水とか空気がとても心地よくなりますとか、そのまちなりの品格がある都市景観をつくることに役立ちますとか、防災で必要なところは津波から守られます、火事から守られますとか、最近も40度とか、とんでもない暑さだけれども、それを和らげる効果がありますとか具体性が不可欠です。

今やっている立地適正化計画との関係でいえば、集約するエリアにおいて、緑というのがどういう意味を持って、逆に周辺部分で、これから畳んでいくというところについての緑というのはどういう意味があるのかということの説明するとか、地域によっては観光資源としての有用性もあるかもしれないし、子育てという観点から、子供の遊び場とか、子供が植物とか鳥とかに親しむような教育効果がありますとか、あと、放棄地対策でも重要ですねというような形で、現在の緑の重要性ということを示す手段として、基礎自治体である市町村が取り組むときの基礎になる計画が、緑の基本計画ですということで、今までもあった計画ですけれども、これが従前は緑地保全計画とか、規制とか、そういう既存のものにつながっている計画だったので、同じ性格のままではいられないんだと思います。特に、緑の基本計画が、都市計画の二元主義で非常に重要になっている立地適正化計画と連携を図って、その中で重要なウエートを持つということだとすれば、多分、緑の基本計画は相当性格が変わるんだと思います。

そうすると、その計画との連携を図るということからすると、その場合の策定手続とい

うのは、単に公聴会を開けばいいとか、そういう話ではなくて、いろいろな市民参加とか、情報提供とかというものの在り方も、緑の基本計画についてはもう一回考え直す必要がある。その上位計画が欠けていたから、そこにつくればいいという話なんですけれども、これは先ほど〇〇先生がおっしゃったように、私は地方分権の仕事をしていて、今は議員立法がすごく増えて、同じような計画が一つの分野で5本も6本もできて、それを別々につくるので自治体が疲弊しているという状況なので、閣議決定を出して、統合のできる計画は一本化するとか、既存の計画は、例えば新しい法律の計画とみなしますとか、計画行政の見直しをやりましょうというのが、もう閣議決定で出ています。

そういう時代でありますから、先ほどの〇〇先生のご指摘ですけれども、あえて、例えば都市緑地法とかで、個別にこれをつくりなさいという形で義務づけするのではなくて、こういう計画が都道府県レベルで必要ですね、国レベルで必要ですねということを書いていただいて、必要計画事項を明示していただいた後で、私はむしろ、個別に別個にこれをつくらないほうがいいんじゃないかと思うんです。むしろ、今までであるような計画と一体化してつくらせたほうが、はるかに計画間調整が進むと思います。

と申しますのは、緑地の分野ですと、従来からでも都市計画法上のマスタープランとか、緑のマスタープランとか、都道府県広域緑地計画とか、都市緑化推進計画など、いろいろなものが既存のものでもあるのです。だから、そこにまた屋上屋を架すようなことをやるのではなくて、先ほど言った、もう一回緑の見直しをした基本計画をつくったら、その上のところでも、なるべく計画間調整を図っていただく。国のレベルで言えば、本当は部局を超えますけれども、森林法とか、農地法とか、そういうところともきちんと話をしてもらおうということまでやらないと、緑の問題は多分、都市局だけの中では解決できないのではないかな。そういう気がします。

そうしますと、今までも緑地確保制度というのはたくさんあったのですけれども、日本の場合、法制度をつくるときには個別につくって、相互関係を見ないまま、複数の仕組みが並んでいるようなところがあるので、この際、緑の関係については、都計法でも生産緑地法でも景観法でも、歴史まちづくり法でも森林法でも農地法でも、一旦見直して考え直すという、そういう契機にならないのかなという気がします。

あと、今回、許可とか法人設置など、非常に具体的な施策を挙げていただいたんですけれども、それ以外にも、私はもっと素朴な維持管理で苦労しているようなところがあって、調べていただければ、届出が必要だとか、そういう煩瑣なものがあって、それでなくても

誰も手を出さないとところが、そんな規制が入っている部分については、もう一回直していただくことをすることも大事なのかなと思いました。

以上、感想です。

【〇〇委員長】 実際に動く仕組みをどうするかという点で、非常に重要な御指摘をいただけたかと思います。どうもありがとうございます。

それでは、〇〇委員さん、お願いいたします。

【〇〇専門委員】 ありがとうございます。私からは、エリアの立場からの印象と気になる点、2点お伝えしたいと思っています。

私たちの地区では、都心の中で、かなり緑という面ではすっぱり抜けた空白地帯になっていますので、私の中で、圧倒的に緑量が足りないなというのがありますので、道路交通とか公共空間でもグリーンインフラの推進をしていっていただきたいという運動もしていますし、一方で、民間の中で生み出す緑ということで、今回の中でも、環境配慮型の開発誘導を行っていくというところに金融支援の強化をすとか、そういった施策が提起されていますので、非常に興味のあるところだなと思って見ておりました。

もう一つ、気になる点は、森林への貢献という内容、在り方というところなんですけれども、都市が森林にどう貢献できるかという点で、私どもの活動の中でも、森林を守るということを目的として、都心の中で積極的に木材を使っていこうということをやっているんですけれども、森林に行ったりすると、都市と森林の課題把握のギャップというのが、かなりいつもあるなと感じております。

都市側から言えば、木材そのものの生産量だとか価値をアップするために、積極的に使っていこうということで、都市住民自体のライフスタイルの転換が求められているなどというのは当然のことなんですけれども、一方で、森林側の話でいうと、特に私たちは愛知県産材を使うということで、豊田の森林と共同しているわけなんですけれども、生産できる人工林というのは、かなり一部なんですよね。人工林がかなりある中でも、生産しているのは一部で、これを伸ばしていこうというのももちろんあるんですけれども、一時代に作り過ぎてしまった人工林は、かなり危険ゾーンにあったとあって、災害対策待ったなしという状況に来ている人工林というのもかなり大多数にあるというところで、都市が貢献するというときに、そういった人工林を行く行くは針広混交林にして、天然林にしていったりとか、そういった方向性の中で、都市がどう寄与できるかとか、森林への貢献の在り方もいろいろあるのかなと思っていたので、都市エリアとそれを取り巻く環境共生圏の広

域的なネットワークをどうやって推進していくかというのが、すごく大きな課題だなと思っております。

以上です。ありがとうございます。

【〇〇委員長】 森林分野との関係に関しては、まだ今後も検討いただく余地があるのかなと思いますので、重要な御指摘、どうもありがとうございます。

〇〇委員さん、お願いいたします。

【〇〇臨時委員】 よろしく申し上げます。私から、社会的意義の高揚ということで2点ほど、民間事業の評価で1点ほどお話しさせていただきます。

社会的意義の高揚は非常に大事で、これこそが国がやるべきことじゃないかと思います。今、いろいろな御意見があったのと重なるところもありますけれども、基本的に、緑地・緑化の効用・価値というものを、一つではございませんので、それをどのように利用するところなことがあるということ、しっかり示す必要があると思っています。

今回の資料では、3本柱ですよ。気候変動と、生物多様性と、ウェルビーイングとありますけれども、これも細かく見ていけば、例えば気候変動は、緩和策と適用策というのがあると思いますけれども、それぞれに緑地・緑化がどのように効果があるのか。生物多様性については、例えばマクロ、ミクロ、非常に国土計画的な大きなことから、非常にミクロな地域ごとの生物多様性もあるでしょうし、最後のウェルビーイングは、フィジカル、精神、社会的みたいな、それぞれについて緑地・緑化がどのような効果があるということ、エビデンスベースでしっかりと見せるということが必要だと思っています。

もしそういうものをしっかりと示したいということで、今回御提案のあった10ページの都市緑地に関する基本方針みたいなものがつくられるのであればいいんじゃないかと思っております。一方で、都道府県のところにも新たな広域計画が必要かというところは、私もちょっとクエスチョンマークがついております。例えば、広域での生物多様性を言うには、都道府県レベルで考えなければならないからということで、広域計画を新たに設けるのであればいいかと思います。いずれにせよ都道府県の広域計画は何のためにどうして必要なのかということ、しっかりと議論した上で、提案されるほうがいいと思いました。

すみません。一気に話しましたが、緑地に関する社会的意義については、その価値・効用をエビデンスベースでしっかりと示すということと、計画に位置づけるときに、都道府県レベルのところ、少しくエスチョンであるということです。これが2点でした。

最後ですけれども、民間事業の評価ということで、これまでも皆さん御指摘されていま

したけれども、やはり維持管理の評価を必ず入れていただきたいということです。私は、ある町の緑化条例の経年変化というか、竣工後の状態について学生と調査したことがあります。計画には緑化があり、竣工時は植わっていた。しかしながら、5年、10年たって見てみると、伐採されている、枯れている、なくなっているというのが散見されるという調査結果でした。

これは、例えば計画図を見た時点で、ここはどう考えても北側で、ずっと日が当たらないというところとか、植栽帯の大きさ等大変無理のある計画であるけれども、緑化の量ということでオーケーが出て開発に至ったが、何年かたつと、その緑は消滅していたということで、私たちの論文だけでなく、ほかにも何本か調査報告があります。

ですので、維持管理の視点を持って、創出するときの計画図を評価していただきたいということと、5年、10年たった維持管理の時点でも評価できないかという、維持管理をどこでどう評価するかについて意見として述べさせていただきます。以上です。

【〇〇委員長】 どうも整理いただきまして、ありがとうございます。

〇〇委員さんですね。お願いいたします。

【〇〇専門委員】 よろしく申し上げます。

僕は現在、複数の自治体であるとか企業と、都市部の緑化、僕の場合、都市の緑化というか、公園化、パークナイズとって、公園化する都市という概念を提示して、自治体プロジェクトを進めたり、本を書いたり、論考を書いたりしているところで、現場にいるんですけども、都市の緑化・公園化において、結局、一番大きな問題になるのは、誰のお金で、誰がその緑地、自然を、公園を運営管理するかということです。

今、特に地方自治体は予算が限られているので、メンテナンスにお金がかけれなくて、例えば街路樹であるとか、公園であるとかも、ぱったり緑を切ってしまうと、1年に1回だけメンテナンスすればいいやという状況になっているので、木は植わってはいるんですけども、緑がぱったり切られてしまっていくという状況にある都市が山ほどあるんですよ。それでもまた生えてはくるんですけども、痛々しい風景が広がっている。

かといって、行政が行政のお金でそれを維持管理するのは、もはや不可能であるというのは明らかで、だとするならば、その緑地、それから街路に近接する民間企業、それから管理をする民間企業や、もっと言うと個人でもいいんですが、いかにその緑を維持管理していくかということになって、責任と作業を民にいかにして分担していくかというシステ

ムが重要になってくるんじゃないかということを感じます。

そういう意味では、近接する公園、道路なんかの緑を管理することによって、何らかのインセンティブがあるような制度設計ができないであろうかということは、よく思ったりします。それは多分、総合的な目線が必要だとは思いますが、そうすることによって、小さな企業や個人、それから管理する大企業も、積極的に自ら緑を管理していくというコンセンスを醸成することができないのであろうか。それ自体が、都市自体を公園化する、緑化していくことに、パークナイズすることにつながっていくということ、現場から結構実感するんですよ。その制度設計の在り方みたいなものがあり得ないかというのが一つです。

ディテールまではないんですけども、それを追求していく機会がどこかに欲しいなと思っています。例えば、あるモデルエリア、緑化促進モデルエリアみたいなものを設定して、ウォークブルみたいなものですよ。それで設定して、その緑化を、制度と管理予算も含めて、マネジメント手法も含めて、モデルタイプを検証するみたいなものを、評価指標なんかと並行して進めるのはどうなのかなと思ったりします。乗ってくる自治体はたくさんあるんじゃないかと思うのが1点です。

もう一つ、僕の専門は建築の設計なんですけれども、今、建築環境の言葉の中で注目されている概念の一つが、緑被率ではなくて、緑視率ですね。「視る」の「視」ですね。緑被率というと、空から見て、性格的に、上から見た緑の率を計算するんですけども、建築設計のレベルからいうと、立面ですね。立面の緑がたくさんあると、仕事ははかどったり、コミュニティーの醸成がよかったりというデータが結構出ているようで、そういう意味では、今までガラスのカーテンウォールだった都市が、バルコニーで緑がふわっとあるように、立面自体も緑化していく。要は、緑視率みたいなものが結構注目されつつあるんですよ。

平面的な目線と立面的な目線を融合していくような何らかのブリッジ、概念的ブリッジみたいなものが必要かなと考えておまして、今、ポストビルディングという言い方をしているんですけども、ミースがビルディングを発明して、コルビュジェが近代建築の5原則を発明して、ちょうど100年たつんですよ。鉄とガラスとコンクリートでつくられた都市の価値観が、ちょうど有機物、緑であるとかという風景に変わる価値観の大変革時代に、今、人類は多分直面しているんだと思うので、都市制度みたいなものと、個別のビル、環境の制度の調整だっさりと思うんですけども、都市計画と建築の個別解のブリッジみたいなものをうまくやっていると、都市部の風景みたいなものは気持ちよく変

わっていくんじゃないかなというイメージを持っているところです。

以上、2点でした。ありがとうございます。

【〇〇委員長】 新しい空間づくりの観点から、現実的なコメントをいただきまして、どうもありがとうございます。引き続き、アイデアをいただければと思います。

こちらの対面スペースに戻らせていただいて、すみません、〇〇委員さん、お待ちいただいて、よろしくをお願いします。

【〇〇副局長】 神戸市でございます。よろしくをお願いします。私からは2点ほどお話しさせていただきたいと思います。

1点目は、市街地に近接をしました緑地である里山の保全・活用についての神戸市の取組と課題について、お話しさせていただきたいと思います。今日、資料にも御提出いただいておりますが、コロナ後のライフスタイルの変化、また、ウェルビーイングに対する意識の高まりということで、特に里山の保全・活用は重要な視点と考えてございます。

現場としましても、コロナ以降、こういった意識、特に都市の住民の方々も、緑に触れ合いたいというニーズが高まっていると思います。小さい話になりますけれども、例えば密集市街地なんかで空地进行を市民農園に変えますと、すぐに埋まってしまうという状況でございますので、こういった動き、こういう傾向は高まっていくものと認識をしております。

こういった状況の中で、神戸市におきましては、一例でございますけれども、市街化区域内で、もともと住宅開発予定地としてURさんがお持ちの一定のエリアがございましたが、現在の人口減少社会におきまして、予定どおり住宅開発をするのではなくて、そこは神戸市が土地を譲り受けまして、市民、事業者とともに里山の保全・活用の取組を令和2年から進めてございます。これまで神戸市は、六甲山の保全はやってきておりましたけれども、これに加えまして、今後、里山の保全にも力を入れていきたいと考えてございます。

こういった取組に対しまして、複数の民間の企業の方から、昨今のCSRなりESG投資の観点から興味を持っていただいている会社もございまして、現在、民間企業1社と里山の保全・活用の事業連携協定というのを今年策定しまして、取組を進めてございます。こういった協定に基づきまして、里山の竹林の伐採とか、伐採した竹を使いまして、地域の方々、子供さんを含めまして、地域の方で竹のクラフトを作るというワークショップをしたり、また、耕作放棄地を畑としてよみがえらせるといったことも、企業の方のお力もいただきながら行ってきていまして、よみがえった畑で作物を作って収穫するといったこ

とを行っております、こういった活動が地域のコミュニティ醸成に貢献していると考えておりますし、ひいては、こういった活動が生物多様性の確保につながると考えてございます。

課題は2点あると考えておまして、一つは、こういった民間企業の方の連携を継続的に行っていただきたいということでございます。こういった取組は今、神戸市で、このエリアに限りまして里山の保全・活用のプランを策定しまして、それに基づいてやっただいているということでございます。こういった活動に伴います人的貢献、資金的貢献、これも全て行政からの費用ではなく、民間の企業の方の地域貢献として行っていただいておりますので、今日の資料の御提示でもありましたように、こういった緑地を保全する活動についての何らかのインセンティブというのがあれば、大変ありがたいと思います。例えば、こういった行政の一定のエリアでのプランに基づいて企業が行います里山の緑地の質の確保、また向上につながる活動であれば、その企業の活動を行政が認定するといったことで、企業の評価が高まるといったことであれば、こういった活動が継続する一助となるのではと考えてございます。

もう1点の課題としましては、こういった里山の位置づけが現在の都市計画にないということでございまして、神戸市で申しますと、六甲山系がございまして、ここは都市計画で緑地保全地区という明確な位置づけをしておりますし、農地であれば調整区域で、農地法であります、農振・農用地との位置づけがございましてけれども、里山については明確な位置づけがないということでございます。

今後、我々のほうで都市計画マスタープランですとか、立地適正化計画の見直しの中で、こういった里山の位置づけも検討していきたいと考えてございます。こういった位置づけを都市計画ですること、それを分かりやすく市民・企業の方にお知らせするというところで、里山の保全と活用の機運を高めていきたいと考えてございます。

あともう1点、別件でございまして、本日御提案の都市緑地法人の創設、これは地方としましては大変うれしく思っております。神戸でも六甲山系を中心に多くの面積、緑地保全地区の指定をしておりますが、これは全て国、県、市だけではなくて、民有地もかなりございます。どちらかといいますと民有地のほうが、保全が不十分ということになります。買取り申出があったとしても、実態はなかなか財政上の理由で買取りできないというのがほとんどでございますので、こういった法人ができれば、その活用についても我々公園部局と連携をしまして、活用を検討させていただきたいと考えてございます。

以上でございます。ありがとうございます。

【〇〇委員長】 どうもありがとうございます。

いろいろ御意見いただいたところですが、いかがでしょうか。事務局側から回答等ございましたら、いただければと思います。

【鈴木都市計画課長】 ありがとうございます。都市計画課長の鈴木でございます。先生方より非常に多岐にわたるいろいろな御意見を賜りました。

私と後藤室長からそれぞれお答え申し上げたいと思うんですけれども、まず、先ほど一番最初に〇〇先生から、自然に戻すという御提案もいただきまして、それで、こういったことについて我々の中でも、どういう位置づけがあるかしらということをいろいろな勉強もしながら考えております。国交省全体で見ますと、自然的な土地利用というテーマに関して、空き地問題だったりとか、都市内農業をどうしていくかとか、そういった話というのも結構出てきていると思っていますので、そういうものも含めて、少し中期的な射程を置いた宿題として、いろいろ引き続き考えていければと。

もう一つは、何を残すのかという価値のところ、これはいろいろな先生方から、先ほど〇〇委員から緑視率ということもいただいたんですけれども、我々が3本柱と言っている中のウェルビーイングというところを、まさにどういった指標で示していったらいいか、エビデンスを持っていくのかというところがかなり大事な点かなと。特に認証みたいなことまで言い出すと、その面が強かろうということを思っています、価値のできるだけの客観化というところは、いろいろな場も活用しながら深めてまいりたいなと思っています。

それから、エビデンスというところで言うと、都市計画の基礎調査というところが、今後、今以上にいろいろな面で使えないか。これは例えばデジタル化、オープン化ということの議論は、別途また始めているところなんですけれども、そういうものの中で、緑の要素も含めてどういう方向性があり得るのかというのは、しっかり勉強していきたいなと思っています。

あと、〇〇先生からネットワークの件、これは本当にそうだなと我々も思って、今回、認証の中でも面的な部分というのは、しっかりこだわって制度設計をさせていただきたいなと思っています。特に、せっきゃく公共投資という形で都市公園なりをつくって、あるいは公的規制ということで、コアとなるような緑がまちの中にあるときに、染み出す緑といますか、そこを起点にどのように新しい緑を、民間のお力も借りながら増やしていくか。そのためのインセンティブになるような認証に向けた制度設計というのは非常に大事

なことなのかなと。

それから、各先生からメンテナンスのこともおっしゃっていただいております。これは認証もしかりで、しっかりその辺りも点数化していけるようにということを考えてございます。

また、〇〇先生から、都道府県の広域計画の意義ということでお尋ねあったと思うんですけども、挙げていただいた、特に鳥類とか、大型哺乳類とか、そういったところの移動性みたいなところで言うと、ネットワーク性ということはしっかり確保すべきと思っているのと、あと、実際、広域の都道府県の計画って、我々として、お知らせベースの中で、こういうものをお作りになったらどうですかということを、実は都道府県さんに御紹介というか、推薦はしています。

大体全国で半分ぐらいは作っておられるんですけども、作っておられるところの悩みみたいなものが、やはり計画の位置づけに根拠がないので、ちょっと説得力がというところと、あと、県の単位としては、こういう広域の緑が欲しいという時に、隣り合う市町村の間で、一方はある程度県のビジョンに呼応してやってくれるんですけども、その隣の市町村は必ずしもそうでもなかったり、(法定でない)そういうところでちょっと説得力が弱いんですよというお声も聞いているものですから、そういうことも含めて、説明をしまいたいと考えております。ただ、当然その必要性については、しっかり詰めるようにという御指摘でありますので、引き続き取り組んでまいりたいなと思っております。

あと、〇〇委員から、もう一つインセンティブというお話をいただきまして、この辺のことというのは、我々もしっかり勉強していかないといけないなということを思っています。今回の仕掛けの中でどこまでできるのかというのは引き続き検討が必要なんですけれども、例えば既存の制度の中でも、これは組み合わせ方だと思うんですが、企業版ふるさと納税みたいなことが、ちょっと入り組んで違う地域にということの仕掛け方は要るんですけれども、そういうこともうまく工夫できないかとか、しっかり我々も頭の整理をしていきたいなと思っております。

残りを後藤室長から。

【後藤都市機能誘導調整室長】 〇〇先生から、緑の質の評価について、エリアによって考え方が違うのではないかというご意見については今後の検討会で、しっかり議論をしていきたいと思っております。

また、〇〇先生から、緑の目標と排出量削減とどちらが優先されるのかという点も、何

がプライオリティーなのかということ、きっちりデータなども活用しながら議論を進めていきたいと考えています。

また、〇〇先生や〇〇先生から、都道府県計画を新たにつくると、それは自治体にとって計画の乱立につながる上に、なかなか手が回らないのではないかという話があり、その辺りも、実は私ども事務方にもそういうお話は入っておりまして、何かしら運用なりで、作業量を軽くできるようなことをしっかり検討していきたいと思っています。

最後に、〇〇委員から森林のお話が出ましたが、私が冒頭、省略してしまいましたが、まちづくりGXについては、森林のテーマも昨年度ご議論いただいており、今回、制度改正には反映はできないですが、しっかり我々の中でも勉強を引き続き行い、追って御報告できればと思っています。

以上です。

【〇〇委員長】 どうもありがとうございます。

司会の不手際で申し訳なくて、2時半までのお約束なんですが、あと、資料2の御説明が、報告事項がございますので、すみませんが、ポイントのみお話しいただけるとありがたいです。

【後藤都市機能誘導調整室長】 引き続きまして、資料2の御報告をさせていただきます。

1ページ、2ページですけれども、G7香川・高松都市大臣会合を無事に終了していますので、その御報告です。

先生方に昨年度の小委員会いただきました、いろいろな御議論のテーマを、日本側としても打ち込み、2ページにあるコミュニケという形でまとめられていますので、その旨御報告をいたします。

また、3ページですけれども、2つ目のトピックとして、都市局の来年度に向けた予算要求の方針になっています。

簡単ではございますが、真ん中に重点課題とございまして、来年度に向けては、御説明したまちづくりGX、また、地方都市再生というのが2つ目の柱です。まちなかのぎわいの創出と併せて、域外からの稼ぐ産業の集積というものを、うまく連動させながら進めていきたいと思っています。また、3つ目として、「こどもまんなかまちづくり」として、子供の遊び場の確保など、都市局として貢献してまいりたいと思っていますところ です。

下にございます基幹的課題、コンパクト・プラス・ネットワーク、またDX、防災・減

災、国土強靱化、こういった取組も引き続き取り組んでまいりたいと考えています。

次のページからは詳細になりますので割愛いたしまして、最後、10ページです。

立地適正化計画も、創設から10年目で、計画策定数は順調に伸びているところですが、実効性という面で、まだまだKPI指標と照らし合わせると課題なりもあり、検討会のメンバー、〇〇先生含め、入っていただき、いろいろと御意見を賜りながら、来年夏頃までに方向性について検討をしてまいりたいと思っていますので、こちらも御報告をさせていただきます。

以上、簡単ではございますが、よろしく願いいたします。

【〇〇委員長】 はしょらせてしまいまして、申し訳ありません。

いかがでしょうか。御意見、御質問等ございましたら、いただければと思います。

よろしいですかね。すみません。

それでは、大体時間になりましたので、議論もいただきましたので、本日、全体としまして、以上とさせていただきますと思います。

それでは、進行を事務局にお返ししたいと思います。

【坂崎企画専門官】 〇〇委員長、委員の皆様、ありがとうございました。

次回ですけれども、来年の1月から2月頃の開催を予定しております。詳細については、また御連絡をさせていただきます。

また、本日の会議の議事録につきましては、後日、各委員等の皆様に送付させていただきます、御了解をいただいた上で公開する予定でございます。

それでは、以上をもちまして、第25回都市計画基本問題小委員会を終了させていただきます。本日はありがとうございました。

— 了 —